

水戸市で創業をお考えの方へ

～ 特定創業支援等事業のご案内～

水戸市は、創業を目指す方々への支援を推進するため、「産業競争力強化法」に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、平成26年6月20日に国の認定を受けました。

この認定により、本計画に位置付けた「特定創業支援等事業」を受けた創業者は、株式会社を設立する際の登録免許税の軽減措置や融資保証枠の拡充等の支援を受けることができますので、ぜひご活用ください。

1 特定創業支援等事業とは何ですか？

特定創業支援等事業とは、創業を行おうとする方に対する継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識がすべて身に付く事業のことをいいます（具体的な事業は裏面をご覧ください）。

2 特定創業支援等事業を受けることにより、どんなメリットがあるのですか？

特定創業支援等事業を受けて、創業を行う場合には以下のようなメリットがあります。

メリット①

創業において会社を設立する際の登録免許税が半額になります。

- ・株式会社及び合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額の場合は15万円が7万5千円、合同会社の最低税額の場合は6万円が3万円）
- ・合名会社又は合資会社は、6万円の登録免許税が3万円に軽減

※創業前または創業後5年未満の個人であり水戸市内で会社を設立することが要件となります。

メリット②

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が6か月前から利用可能となります。

メリット③

日本政策金融公庫の新創業融資制度の自己資金要件について、充足したものととして利用することが可能です。（別途、審査を受ける必要があります）

※創業前または創業後税務申告を2期終えていない方が対象となります。

メリット④

日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。（別途、審査を受ける必要があります）

メリット⑤（水戸市限定特典）

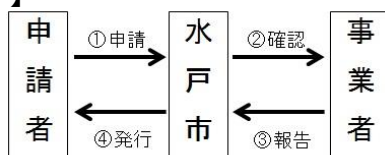
水戸市創業期支援補助金について、補助対象となります。（別途、審査を受ける必要があります）

※創業後5年以内かつ市内に店舗や事務所等（法人にあっては本店）を開業している方が対象となります。

3 メリットを受けるためにはどのような手続きをすればよいのですか？

特定創業支援等事業を受け、その事業を受けたことについて、水戸市からの証明書が必要です。証明書発行希望者は、申請書に必要事項を記載し、水戸市に提出してください。メリット①には法務局、メリット②は信用保証協会、メリット③④は日本政策金融公庫、メリット⑤は水戸市商工課において手続きを行ってください。申請後、証明書を発行するまでに1週間程かかりますので、御注意ください。

【申請フロー】



提出・問い合わせ先

水戸市役所産業経済部商工課（水戸市中央 1-4-1 5F）

TEL：029-232-9185 / MAIL：commerce@city.mito.lg.jp

◎水戸市における特定創業支援等事業

支援等事業	創業支援等事業者	連絡先
創業セミナー	一般財団法人水戸市商業・駐車場公社	TEL：029-257-6656
創業セミナー	水戸商工会議所	TEL：029-224-3315
創業セミナー	一般社団法人茨城県中小企業診断士協会	TEL：0299-56-4301
創業セミナー	日本政策金融公庫 水戸支店	TEL：029-221-7137 (国民生活事業 融資第二課)
創業セミナー	一般社団法人茨城県女性起業家支援ネットワーク	TEL：029-350-8680
相談会	一般社団法人茨城県中小企業診断士協会	TEL：0299-56-4301
相談窓口	茨城県信用保証協会	TEL：029-224-7865
インキュベーション施設	水戸信用金庫	TEL：029-222-3315 (地域活性支援部)
ビジネスプランコンテスト・セミナー・相談会	株式会社常陽銀行	TEL：029-300-2961 (地域協創部)

○その他の創業支援等事業

支援等事業	創業支援等事業者	連絡先
ワンストップ相談窓口	水戸市	TEL：029-232-9185 (産業経済部商工課)
空き店舗対策事業		
中心市街地店舗、事務所等開設促進事業		
ワンストップ相談窓口	一般財団法人水戸市・商業駐車場公社	TEL：029-257-6656
コワーキングスペース		
専門家派遣	一般社団法人茨城県中小企業診断士協会	TEL：0299-56-4301

※支援事業の詳細、申込み等については、各創業支援事業者へお問い合わせください。